

◎新潟県企業局訓令第4号

局 本 庁  
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には、当該移動別表号を削る。

改 正 後	改 正 前
<b>別表第3</b> （第6条関係） 総務課長専決事項 (1)・(2)（略）  (3)～(16)（略）	<b>別表第3</b> （第6条関係） 総務課長専決事項 (1)・(2)（略） <u>(3) 業務月報及び局内広報の編集及び発行をす ること。</u> <u>(4)～(17)</u> （略）